

大安協発 3-26 号
令和 3 年 5 月 11 日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会



「放置ボンベ撲滅」の取組成果(令和2年度)の
集計結果について(情報提供)

平素は格別のご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

保安3法事務連携機構おおさか事務局より、令和2年度「放置ボンベ撲滅」
の取組成果の情報提供を受けましたのでお知らせいたします。

【添付】

「放置ボンベ撲滅」の取組成果（令和2年度）の集計結果について
令和2年度「放置ボンベ撲滅」に取組み成果について

以 上

令和3年5月10日

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会 御中

保安3法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)

「放置ボンベ撲滅」の取組成果（令和2年度）の集計結果について

新緑の候、貴協会にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は保安3法事務連携機構おおさかの運営に関しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府内における令和2年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果につきまして、ご参考までに別紙のとおりお知らせいたします。内容にご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

今後とも保安3法事務連携機構おおさかの運営にご協力の程よろしくお願いいたします。



保安3法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)
担当 / 堀内・西山 / 06 - 4393 - 6267
pa0032@city.osaka.lg.jp

令和2年度「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

保安3法事務連携機構おおさか

令和2年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果は以下のとおりです。

取組実施機関 府内26消防本部及び大阪府（高槻市）

取組集計期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

1 総括表

(1) 処理したボンベ本数

ボンベ数 合計	117	撤去数	105	所有者へ返却	57
				所有者以外の販売店が回収	20
				容器管理委員会が回収	23
				その他A	5
	管理状況 是正数	12	温度管理	6	
			転倒防止	6	
			その他B	6	

※温度管理、転倒防止又はその他が重複して該当する場合があるため、それらの合計と管理状況是正数は一致しないことがある。

○撤去数における「その他A」には、次の事例がありました。

- ・消防隊が放置ボンベの安全弁を破壊しガスを全て抜いた後、環境事業センターへ不燃ごみとして回収を依頼したもの。
- ・敷地所有者がボンベ占有者に直接連絡し、占有者が引き上げたもの。

○管理状況是正数における「その他B」には次の事例がありました。

- ・廃品回収業者が回収した物品の中に再充填禁止容器（液化窒素）が6本含まれていたため、処理について消防に相談があり、専門業者（封入ガスの処理及び産業廃棄物処分業者）に依頼する等して、適切な方法で処分するよう指導したもの。

(2) 発見場所数

発見場所数 合計	53	事業所数	24	工場・作業場	6
				飲食店	1
				廃品回収・処分事業所	3
				その他C	14
	空地・道路 ・河川等数	29			

○容器の発見場所の「その他C」には、次の事例がありました。

- ・診療所・建築資材置場・事業所敷地内・貸倉庫・共同住宅・一般住宅の倉庫
- ・工事掘削中駐車場の地中・空き家敷地内・NTT 基地局敷地内・物品販売店舗敷地内

2 ボンベ別

撤去したボンベの本数をガス種・状態別に集計

	ガス種別 本数	状態別				
		さび	変形	長期間存置	投棄	その他
酸素	23	12	0	17	8	0
炭酸ガス	11	1	0	3	0	0
アセチレン	22	13	0	16	8	0
LPガス	26	15	0	21	3	0
フルオロカーボン	2	2	0	1	0	0
その他	10	1	0	8	2	0
不明	11	11	1	10	9	0

※状態別はそれぞれ重複して該当する場合があるため、それらの合計とガス種別本数は一致しないことがある。

3 覚知・発見場所・対応別

撤去したボンベの本数を覚知・発見場所・対応別に集計

覚知別	発見場所別	対応別				
		所有者へ 返却	所有者以外 の販売店が 回収	容器管理 委員会が 回収	その他	
立入検査	事業所	工場・作業場	1	2	0	0
		飲食店	0	0	0	0
		廃品回収・処分事業所	1	0	0	0
		その他	11	0	0	0
その他 職員発見 ・通報等	事業所	工場・作業場	1	3	0	0
		飲食店	0	5	0	0
		廃品回収・処分事業所	1	1	0	0
		その他	11	3	7	1
	空地・道路・河川等	31	6	16	4	

4 経緯等

容器の放置から発見・通報に至るまで、府内で次のような事例があります。

- ・空き物件の占有予定者が、当該物件内部に酸素及びアセチレンのボンベを発見し、消防へ通報したものの。
- ・淀川左岸沿いでのトンネル整備工事にて、工事業者が構造物撤去中に放置ボンベを発見し、消防へ通報したものの。
- ・通報者が身内宅の倉庫から、長期間放置されている酸素及びアセチレンのボンベを発見し、消防へ通報したものの。
- ・立入検査時に消防職員が、現在使用していない入院施設内に放置されている混合ガスボンベ6本を発見したものの。
- ・通行人が屋外の駐車場に放置されていたLPガスボンベを発見し、消防へ通報したものの。
- ・自身の整備作業所を整理していた際、長期間放置されている酸素及びアセチレンボンベを発見し、消防へ通報したものの。
- ・一般住宅新築工事現場において、工事のために訪れた作業員が工事中の新築一般住宅の玄関先に不法投棄されたLPガスボンベを発見し、消防へ通報したものの。
- ・立入検査時に消防職員が、検査を実施した建物の付近路上に放置されているヘリウムガスボンベを発見したものの。
- ・自身が所有するガレージの脇に放置されている炭酸ガスボンベ8本を発見し、消防へ通報したものの。
- ・市有地に混合ガスボンベが投棄されていると、建設局道路部から消防に連絡があったものの。
- ・消防団が促進週間に伴う放置ボンベ搜索活動中に、廃ビルの敷地内でアセチレンボンベが投棄されているところを発見したものの。
- ・市管理事務所の敷地内に経緯不明のアセチレンボンベ1本が長期間放置されているため、市職員から処分方法を教えてほしいと消防に問い合わせがあったものの。
- ・立入検査の際、倉庫内に酸素2本、アセチレン2本、窒素1本の放置ボンベを発見したものの。
- ・解体業者が解体建物先に放置されていた酸素2本、アセチレン3本、LPガス1本のボンベを回収し、処分方法がわからないため、消防に連絡があったものの。
- ・空地にて土地所有者がアセチレンの放置ボンベ1本を発見し、消防へ通報したものの。
- ・共同住宅にLPガスボンベが長期放置されていると市民から消防に相談があったものの。
- ・駐車場に約1年間LPガスボンベが放置されていると、市民から消防に相談があったものの。
- ・広報紙を見て、一般住宅の住人より敷地内の倉庫にLPガスボンベが長期間存置されていると消防に連絡があったものの。
- ・掘削業者が開発のため駐車場を重機により掘削作業中、地中内にボンベ（容量50kg）1本を発見し、開発依頼元がボンベを預かっていたが、処分方法が不明のため消防に相談したものの。
- ・消防隊が地水利調査中に、空き家の敷地内に存置されているLPガスボンベ1本を発見したものの。
- ・予防課員が検査時に、NTT基地局の敷地内に投棄されているヘリウムガスボンベ1本を発見したものの。
- ・市役所職員から空き家の敷地内に、LPガスボンベ4本が放置されていると消防に連絡があったものの。
- ・物品販売店の従業員から、敷地内に酸素ボンベ1本が投棄されていると消防に連絡があったものの。
- ・付近住民から空き家にLPガスボンベが長期間存置されていると市役所に通報があり、市役所環境保全課から消防に連絡があったものの。
- ・市民から近隣の川の土手に錆びたボンベが投棄されていると、消防に通報があったものの。
- ・非番の職員が、空き家の長屋敷地内にLPガスの放置ボンベを発見し、担当係に報告があったものの。
- ・廃品回収業者の空地に粗大ごみがあると市民から市役所へ連絡があり、市役所職員及び消防が現地を確認し、液化炭酸ガス及びLPガスのボンベがそれぞれ1本ずつ存置されているところを発見したものの。

- ・市民から匿名で付近空地にボンベ数本が放置されていると消防にメールがあり、現地確認したところ、酸素ボンベ8本及びアセチレンガスボンベ5本が放置されているところを発見したもの。
- ・付近住民より、民家敷地内にボンベが放置されていると消防に情報提供があったため、現地確認を行った結果、LPガスボンベ1本を発見したもの。
- ・閉店したラーメン店で使用されていたと思われるLPガスボンベ5本が、店横に残されていると近隣住人から消防に連絡があったもの。
- ・作業場敷地の屋外に、何年も前から所有者不明のアセチレンボンベが放置されていると従業員から消防に通報があったもの。
- ・市民から近隣の山林に酸素3本、LPガス1本、アセチレン1本のボンベが投棄されていると消防に通報があったもの。
- ・長年水路に放置されていたアセチレンボンベを市民が回収し処分しようとしたところ、処分方法に困り、消防に連絡があったもの。
- ・歩道上に放置されていたLPガスボンベを近隣住人が消防署へ持ち込んだもの。
- ・アセチレンボンベが粗大ごみ収集所に投棄されていたものを、住民が消防へ通報したもの。
- ・管内の倉庫にて立入検査を行った際に、敷地内に酸素とアセチレンの放置ボンベを発見したもの。

以上となります。